

**「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給を開始します
～7月1日から専用コールセンターを開設し、受付を開始～**

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、これまで社会福祉協議会において、緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在します。

このたび、国がこうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給することとしましたので、お知らせします。

また、申請に伴う問い合わせ先として、7月1日から「千葉市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センター」を開設しますので、併せてお知らせします。

1 支給対象世帯

(1) 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（次のいずれかに該当する世帯）

- ア 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯又は8月までに借り終わる世帯
- イ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ウ 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯

(2) 上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

ア 収入要件・資産要件

収入要件として、申請月における申請者及びその家族等の収入合計額（月額）及び資産要件として、申請日における申請者及びその家族等の金融資産額（預貯金及び現金）が下表に記載する額を超えないこと。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入合計額	125,000 円	179,000 円	225,000 円	267,000 円	308,000 円
金融資産額	504,000 円	780,000 円	1,000,000 円		

イ 求職活動等要件

以下の（ア）、（イ）いずれかの要件を満たすこと。

（ア）公共職業安定所に求職の申し込みを行い、常用就職を目指し、以下の①から③のすべての求職活動を行うこと。

- ① 月1回以上、千葉市生活自立・仕事相談センターの面接等を受けること。
- ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けること。

（イ）生活保護を申請し、この申請にかかる決定等が行われていない状態にあること。

ウ その他の要件

以下の（ア）～（オ）すべての要件を満たすこと。

- （ア）申請者がその世帯の主たる生計維持者であること。
- （イ）職業訓練受講給付金を受給していないこと。
- （ウ）生活保護費を受給していない（申請して処分を待っている状態である場合は除く。）こと。
- （エ）偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。
- （オ）暴力団員でないこと。

2 支給額・支給期間

(1) 支給額 (月額)

	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
支給額	6万円	8万円	10万円

(2) 支給期間

3か月間

3 申請方法

令和3年8月31日(火)までに、以下の宛先まで郵送で申請 ※当日消印有効

<宛先>

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所内

千葉市新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金事務センター 宛

4 問い合わせ先

千葉市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センター (7月1日開設)

電話番号 043-400-2689 (専用コールセンター)

受付時間 平日 8:30~17:30

5 周知方法

(1) 千葉県社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付を利用した方については、リーフレット・申請書等を郵送することにより周知を行う。

(2) その他

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/jiritsushienkyufu.html>

イ 以下の窓口でリーフレットを配布

(ア) 保護課

(イ) 各区社会援護課

(ウ) 各生活自立・仕事相談センター

(エ) 各区社会福祉協議会

6 添付書類

(1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について (厚生労働省社会・援護局長通知)

(2) リーフレット